# SLN SOFTIC LAW NEWS

(財)ソフトウェア情報センター
発行 専務理事 鈴木 敏夫
編集 調査研究部長 石原 壽夫

SLN No.57 1994.9.16


# ソフトウェア関連発明の特許性を肯定したALAPPAT判決

米国連邦巡回控訴裁判所（CAFC）判決（1994年7月29日）
（CAFC: The Court of Appeals for the Federal Circuit）


牛久　健司*



Ⅰ．はじめに …………………………………………………… 2
Ⅱ．背　　景 …………………………………………………… 2
　1．米国特許法第101条
　2．二段階テスト
　3．装置と方法
　4．新政策
　5．第112条第6パラグラフ
　6．Alappatの発明
　7．審決
　8．Donaldson判決
Ⅲ．判　　決 …………………………………………………… 10
Ⅳ．今後の動向 ………………………………………………… 12



＊　うしく　けんじ　弁理士（牛久特許事務所）
SOFTIC ソフトウェア関連発明の特許に関する研究会 委員
弁理士会 ソフトウェア委員会 委員
APAA日本部会 コピーライト委員会 副委員長



SOFTIC (財)ソフトウェア情報センター
〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)3437-3071 FAX(03)3437-3398



©(財)ソフトウェア情報センター
1994
本誌記事の無断転載を禁じます。



この出版物は，日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

## Ⅰ. はじめに

米国の特許実務家のみならず、全世界の特許実務家、ソフトウェア産業を含む産業界が注目しかつ長い間待ち望んでいた Alappat 判決（In re Alappat）が、ＣＡＦＣから出された。大法廷（en banc)で審理され、１１名の裁判官のうち６名の裁判官が多数意見を構成し、２名が反対（少数）意見であった。３名の裁判官は意見を述べなかった。

Alappat の発明の特許性（特許法の保護対象であるということ）を認めたこの判決は、米国におけるソフトウェア関連発明の特許保護を考える上で極めて重要なものと言える。

Alappat 判決の内容を理解するためには、米国におけるソフトウェア関連発明の特許性に関する２０年以上にも及ぶ長い論争を概観しておく必要がある。

## Ⅱ. 背　景

### １. 米国特許法第１０１条

米国特許法の下で特許され得る発明は、第１０１条に規定されている。

第１０１条　特許可能な発明

新規かつ有用なプロセス(process）、機械(machine）、製品(manufacture)もしくは組成物(composition of matter）、またはそれらの新規かつ有用な改良を発明または発見した者は、この法律の条件および要件に従うことを条件として、それらについて特許を得ることができる。

第１０１条に規定されたプロセス、機械、製品または組成物が、法定の主題（statutory subject matter)と言われるものである。ソフトウェア関連発明が米国特許法上の発明かどうかの問題（特許法で保護されるかどうかの問題）は、それがこれらの四つのカテゴリーに属するかどうかの問題に帰着する。

「プロセス」は、我が国でいう「方法」に相当する。「機械」は、装置、システム等を含む。

### ２. 二段階テスト

ソフトウェア関連発明の特許保護に関する長い論争は、米国最高裁判所の Benson 判決（１９７２年）に始まると言ってもよい。よく知られているように、 Benson の発明は、信号を２進化１０進数形式から純２進数形式に変換する方法に関するものであり、最高裁判所によってその特許が否定された。最高裁判所は、もし Benson の発明が特許されたとすると、「その特許は、数式を先取り(preempt）することとなり、かつ事実上アルゴリズムそれ自体に付与された特許となることを意味する」と判示した。

当時のＣＣＰＡ（The U.S. Court of Customs and Patent Appeals; 関税特許控訴裁判所：ＣＡＦＣの前身で、ＣＣＰＡは１９８２年１０月にＣＡＦＣに改組された）

は、「数式を先取りする」ことの意味を10年間の歳月をかけて解釈し、二段階テストを編み出した。この二段階テストは、現在でも有効なものとして用いられている。二段階テストは、特許出願された発明が第１０１条に規定された法定の主題（特許法上の発明）かどうかを、次の二段階の手順を踏んで判断する基準である。

一、クレーム（特許請求の範囲）に数学的アルゴリズムが直接的または間接的に記載されているかどうかを判断する。

数学的アルゴリズムが直接的にも間接的にもクレームに記載されていなければ、そのクレームは法定の主題である。記載されていれば、次の第二段階に進む。

二、数学的アルゴリズムがクレームの物理的構成要素またはプロセス・ステップに応用されているかどうかを判断する。

応用されていれば、そのクレームは法定の主題であり、応用されていなければ、特許保護は受けられない。

この二段階テストは、 Freeman-Walter-Abele テストとも呼ばれ、ＣＣＰＡのFreeman 判決（１９７８年）、 Walter 判決（１９８０年）および Abele 判決（１９８２年）を経て完成されたものである。この間に米国最高裁判所の二つの判決がある。それらは、炭化水素の化学的変換プロセスにおける警報限界値を更新する方法の発明の特許性を否定した Flook 判決（１９７８年）と、ゴム成形プレスをコンピュータを用いて制御する方法の発明の特許性を肯定した Diehr 判決（１９８１年）（後述する）である。

## ３．装置と方法

特許法上の発明は、一般に（我が国においても、米国においても）、「物」の発明と「方法」の発明に分類される。「物」の発明は、特にコンピュータ関連技術の分野では「装置（システムを含む）」の発明と言われる。米国特許法第１０１条における「機械」「製品」および「組成物」は、「物」に相当するが、ソフトウェア関連発明の議論においては、特に「機械」（「製品」も一緒に考慮される場合もある）が注目される。したがって「装置」の発明は、米国で考えるときには、「機械」の発明と置き換えてもよい。「方法」の発明は、米国特許法における上述した「プロセス」の発明に相当する。

コンピュータ・ソフトウェア関連発明の多くは、「装置」の形式でクレームを書くこともできるし、「方法」の形式でクレームを書くこともできる。

装置形式のクレームでは、「～するための手段（means for ～）」（我が国でいう「機能実現手段」）という表現が用いられることが多い。たとえば、「Ａするための手段、Ｂするための手段、およびＣするための手段を備えたＤシステム」というク

レームである。

方法形式のクレームは、一般に「Aする、Bする、そしてCするD方法」というように、装置（コンピュータ）がプログラムに従って処理を実行する手順（または人間が行う一連の行為）を記載することによって表現される。

そこで、実質的に同一の発明を装置形式で記載した場合と、方法形式で記載した場合とで、特許性の判断に差異が生じるかということが問題となる。装置形式で記載されたクレームは、その特定の装置のみを含むものであるから、その装置を製造、販売、使用する行為が、そのクレームを侵害する。これに対して、方法形式のクレームは、コンピュータが実行する処理のみならず、人間が行う行為までを含んでしまうことが多く、特許権の範囲があまりにも広くなり過ぎる、という議論ができるからである。（因みに、我が国の新しい審査基準では、装置や方法の形式にとらわれずに実質的にその特許性を判断する、としている。）

米国でもこのことが問題となった。それは、上述した Benson の発明が方法の発明であったからである。１９７０年代（１９７２年の Benson 判決以降）において、米国の特許実務家は、 Benson の発明は方法の発明であったから最高裁判所が数式を先取りすると判断したのであって、この判決は装置形式の発明までも拘束するものではなく、装置形式でクレームを記載すれば特許されるのではないか、と考え、コンピュータ関連発明について「～するための手段」という表現を用いて装置形式のクレームを作成する傾向が強まっていった。

この問題に一定の回答を与えたのが、ＣＣＰＡの上記 Walter 判決である（このWalter判決は、最高裁判所の Flook判決にかなり影響されたとみえて、ＣＣＰＡとしては歯切れの悪いものである）。

Walter 判決においてＣＣＰＡは、次のように判示した。「～するための手段」という表現を用いて機能的に記載された装置クレームは、明細書に開示されたものがその機能を果たすすべてのものを含むほどに広い場合には、そのクレームは事実上、方法または一連の機能そのものになってしまうから、その装置クレームは方法クレームと同等に取り扱われる。もし、出願人が装置クレームであることを主張するならば、確かにそのクレームが特別な装置を規定していることを立証する責任を負わなければならない。

４．新政策

いずれも特許保護を否定した最高裁判所の上記 Benson 判決（１９７２年）及び Flook 判決（１９７８年）のために、１９７０年代の米国では、ソフトウェア関連発明の特許保護についてかなり絶望的な状況にあった。

この閉塞された状況を打開したのが、最高裁判所の Diehr判決（１９８１年）であ

る。この Diehr判決は、クレームがそれ以外の点で法定の主題であるならば（otherwise statutory）、単に数学公式またはコンピュータ・プログラムが含まれているという理由のみで、法定の主題でないものになることはない、と判示して、コンピュータ関連発明の特許法における基本的な位置付けを与えた。米国特許商標庁は、この Diehr判決を踏まえて新しいガイドラインを発表した。上記 Abele判決（１９８２年）によって二段階テストが完成したのも、Diehr 判決の直後である。米国ではこれ以降、１９８０年代において、膨大な数のソフトウェア特許が発行されていくことになる。

約１０年後の１９８０年代末に、ソフトウェア特許をあまりに容易に認めたことに対する批判が続出した。このような批判に呼応して、当時の米国特許商標庁長官 Manbeck 氏は、多くのソフトウェア関連発明の特許出願を米国特許法第１０１条の下で厳しく拒絶する方向の新政策を打ち出した。

この新政策を遂行するために特許商標庁において、出願された発明が第１０１条の法定の主題であるかどうかを判断するための手法として Otherwise Statutoryテストが採用された。

Otherwise Statutory テストは二段階テストの第二段階の分析に代わるものである。二段階テストの第二段階において、Otherwise Statutory テストによると、クレームから数学的アルゴリズムが取り除かれる。数学的アルゴリズムを除いたクレームの残りの構成が「それ以外の点で法定の主題（otherwise statutory)」かどうかが決定される。すなわち、数学的アルゴリズムを除いたクレームの残りの構成が特許法の保護対象であれば、クレームは全体として特許法の保護対象であると判断される。残ったものが、無意味なもしくは非本質的なポストソリューション・アクティビティ（数式を解いた後に何をするのかということ）、利用分野の限定（数学的アルゴリズムの利用を特定の技術環境に単に限定するもの）、またはデータ収集ステップ（数学的アルゴリズムで用いられる変数の値を単に決定するまたは入力すること）に過ぎないのであれば、そのクレームの主題は特許法の保護対象ではない（数学的アルゴリズムを先取りするもの）と判断される。

Otherwise Statutory テストは二段階テストと実質的に同じものであるというのが、米国特許商標庁の立場である。確かに、Otherwise Statutory テストも、Diehr 判決やAbele 判決から導き出される。

## ５．第１１２条第６パラグラフ

米国特許法第１１２条は、特許出願の明細書やクレームの記載の仕方を規定したものである。たとえば、明細書には当業者が発明を製造し、使用できる程度に充分に、明瞭に、そして簡潔に記載しなければならないことが規定されている。

第１１２条第６パラグラフは、クレームにおける「means for ～（～するための手

段）」表現について言及している。

第１１２条第６パラグラフ

クレームにおける組合わせのための要素は、それを支持する構造（structure）、物質または行為を記載することなく特定の機能を達成する手段(meansfor performing a specified function)またはステップとして表現することができる。そしてそのようなクレームは、明細書に記載された対応する構造(structure)、物質または行為およびその均等物(equivalents）を含むものと解釈すべきである。

一般に装置クレームは、～装置、～具、～部材、～回路等の装置を構成する具体的要素の組合わせとして記載するものである。第１１２条第６パラグラフは、一方では、具体的構成要素に代えて、その要素が果たす「機能を実現する手段」で表現することを認めている。機能的に表現することによって、表面的には発明は広い範囲を持つことになる。しかしながら、第１１２条第６パラグラフは、他方では、そのように機能的に表現されたクレームの解釈の仕方について規定している。すなわち、「～するための手段」で表現されたクレームは、明細書の実施例に開示されたその手段の対応物（対応する構造）とその均等物を意味するものと解釈されるべきであるとしている。

クレーム解釈は二つの側面を持つ。その一は、特許庁において審査するときに必要なクレーム解釈である。発明が特許されるためには、新しさ（新規性と言われるもので、米国特許法第１０２条に規定されている）、既に知られた技術（先行技術という）に基づいて当業者が容易に発明できなかったものであること（我が国では進歩性と呼ばれ、米国では非自明性と言われており、米国特許法第１０３条に規定されている）、等が要求される。したがって、特許庁における審査では、出願された発明（クレーム）と先行技術（たとえば、特許公報その他の文献に記載されている技術）とが対比される。その対比において、クレームされた発明がどの程度の範囲までを意味しているのかを認定する必要がある。クレームを広く解釈すれば、クレームされた発明は先行技術に近づくし、クレームを狭く解釈すれば、先行技術から遠ざかることになる。

その二は、特許権が侵害されているかどうかを判断するときである。特許権の及ぶ範囲はクレームに従って解釈される。特許権を侵害していると目されている商品（イ号装置という）がクレームされた発明の範囲内に入るかどうかを考えるときに、クレームを広く解釈すれば、イ号装置が特許権を侵害していると判断できる可能性は高くなるし、狭く解釈すれば、低くなる。

Iwahashi 判決（１９８９年）や Arrhythmia 判決（１９９２年）においてＣＡＦＣは、第１１２条第６パラグラフに規定された機能的表現のクレーム解釈の指針は、特許商標庁での審査においても、裁判所において特許権の範囲を解釈するときにも適

用されるべきであるという考え方を示した。

これに対して、米国特許商標庁は、第１１２条第６パラグラフは特許権の範囲の解釈についてのみ適用されるもので、特許商標庁における審査においては、機能的に表現されたクレームはその最も広い範囲を持つものとして解釈されるべきであるという立場をとった。特許商標庁は、ＣＡＦＣの大法廷（en banc)の判決が出ない限り、その立場を変更する必要はないと表明していた。

6．Alappat の発明

Alappat の発明は、ディジタル・オシロスコープにおける波形表示に関する。ラスタ走査型オシロスコープでは、マトリクス状に配列された画素をビット・マップに従って選択的に発光させることによって表示が行われる。表示面上の画素の数は有限であることから、波形が急速に立ち上がったり、立ち下がったりする部分では、ギザギザの波形として表示されることがある。Alappat の発明は、波形を滑らかに表示しようとするものである。

表示波形は、ベクトル群によって構成される。各ベクトルは、表示面上の２点（サンプル点）を結ぶ直線である。ベクトルのまわりに存在する画素の輝度は、Alappat の発明によると、ベクトルを表す直線からその画素の中心までの距離に応じて変調される。

たとえば、Ｆｉｇ．５Ａにおいて、二つの点（52、54）の輝度値は、最大値Ｆである（輝度値は16進数で表現されている）。Alappat の発明によると、Ｆｉｇ．５Ａに示された二つの点（52、54）の間に存在する各画素の輝度値は、二つの点を結ぶ直線（48）から各画素の中心までの距離にほぼ反比例する値となるように決定される（左列の画素に表された数値０、２、５、７、９、Ｂ、Ｄは、その画素に割り当てられた輝度値である）。このようにして、連続的かつ滑らかな表示が可能となる（従来は、二つの点（52、54）しか発光しなかった）。

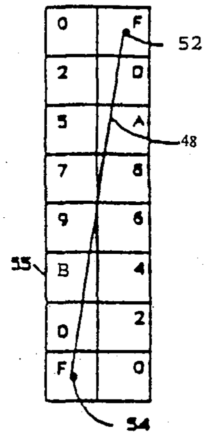


Ｆｉｇ．５Ａ

各画素の輝度値は、次のようにして決定される。画素（55）を例にとる。まず、二つの点（52、54）間のＹ軸方向の距離（△Ｙｉ）が決定される。Ｆｉｇ．５Ａでは、この　距離は７（７画素分）である。点（54）から点（55）までの垂直距離（△Ｙｉｊ）が決定される。この垂直距離は２である。これらの距離△Ｙｉ、△Ｙｉｊが正規化される。この正規化は、バレル・シフタ（84、88）（Ｆｉｇ．３参照）によって実行される。これらの値を用いて、次の数式に従って、特定の画素（55）における輝度値Ｉ'（ｉ，ｊ）が算出される。

$$I'(i, j) = [1 - \triangle Yij / Yi] F$$

具体的には、画素（55）の輝度値は、次のようになる。

$$[1 - (2/7)] \times 15 = 10.71$$

$$\simeq 11 \text{（16進数のB）}$$

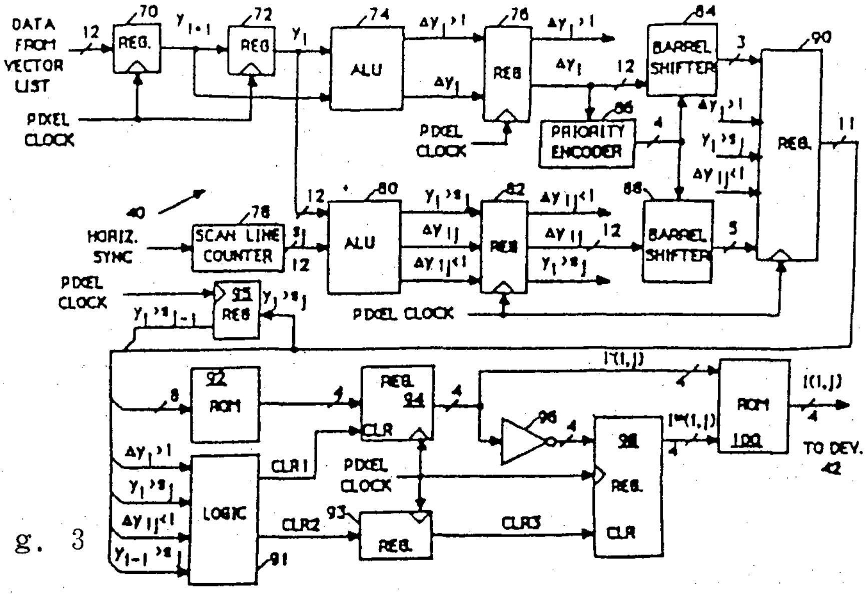

Ｆｉｇ．３

Alappatの対応日本出願は特願平１－１９３９４（特開平１－２２７０６９号公報）であるから、さらに詳しくは、この公開公報をご参照。

争点となったクレームは、装置のクレーム１５のみであり、それは「～するための手段」という表現を用いて機能的に記載されている。

１５．入力波形のサンプルされた振幅を表すデータ・リストにおけるベクトルを、表示手段に同時的に表示されるべき画素輝度データに変換するためのラスタライザは、

(a)データ・リストにおける各ベクトルの両端間の垂直距離を決定するための手段、

(b)ベクトルがかかる画素列の仰角を決定するための手段、

(c)垂直距離と仰角を正規化するための手段、ならびに

(d)正規化された垂直距離および仰角の所定の関数として輝度データを出力するための手段、

を備えている。

7．審　決

当初の審決（３名の審判官の合議体による）は、Alappat の発明のクレーム１５は、特許法第１０１条における「機械」のカテゴリーに入るとして、法定の主題であると結論した。

審査官は再審理(reconsideration) を要求した。これに応じて、当時の長官 Manbeck 氏の指揮の下に、当初の３名の審判官に、長官自身、副長官、代理長官、審判部部長および副部長を加えた８名の拡大合議体が構成された。これは上述した「新政策」を実効あるものとするためのものである。

拡大合議体による審決（多数意見）の要点は次の通りである。

特許商標庁において出願された発明の特許性を判断するに際しては、特許法第 112 条第６パラグラフを適用する必要はない。

クレーム１５は、「～するための手段」表現を用いて機能的に表現されている。出願人（審判請求人）は、クレーム１５が特定の装置に向けられていることを立証する責任を果たしていない。したがって、 Walter 判決にしたがってクレーム１５は、方法のクレームとして取り扱うのが適切である。

クレーム１５に二段階テストを適用する（米国特許商標庁は、二段階テストは方法のクレームにのみ適用されるという立場をとっていた）。クレーム１５は、明らかに数学的アルゴリズムを記載しているから、第二段階（Otherwise Statutory テスト）に進む。クレーム１５の(a)項から(d)項は、すべて数学的アルゴリズムを記載している。クレーム１５から数学的アルゴリズムを除いてみると、何も残らない。したがって、クレーム１５は、特許法第１０１条に法定された主題（特許保護対象）に向けられたものではない。

当初の合議体を構成した３名の審判官は、反対意見を述べた（それは、ＣＡＦＣの本件判決とほぼ同じ内容のものであった）。

8．Donaldson 判決

本件 Alappat 判決の前に、ＣＡＦＣの In re Donaldson 判決（29 USPQ2d 1845)

に触れておかなければならない。この判決もまた、大法廷で審理されたものであり、本年（１９９４年）２月１４日に出された。

この判決は、上述した米国特許法第１１２条第６パラグラフに関する争点について判断したものであり、第１１２条第６パラグラフは、特許商標庁における特許性の審査においても、裁判所における特許の有効性および侵害の審理においても、適用されると判示した。

審理の対象となったクレーム１は、その一部に「〜するための手段」の用語で表現された構成要素を含んでいた。米国特許商標庁審判部は、「〜するための手段」を広く解釈した。その結果、クレーム１は引用例から見て自明であるとして、米国特許法第１０３条の下で拒絶した。

ＣＡＦＣは、クレーム１における「〜するための手段」を、第１１２条第６パラグラフに従って明細書に開示された具体的な構造およびその均等物を意味すると解釈し、それは引用例に示されたものとは異なるので、第１０３条の下で自明であるとは言えないと判示した。

米国特許商標庁は、この Donaldson判決に従って、第１１２条第６パラグラフの取扱いに関する審査ガイドラインを作成して、審査官に通知した。

## Ⅲ. 判　決

本件 Alappat判決は、二つの争点を含んでいる。その一は第１１２条第６パラグラフに関するもの、その二は第１０１条に関するものである。

第１１２条第６パラグラフに関する争点に対する結論は、上述した Donaldson判決から明白である。

本件判決は、拡大合議体による審決の誤りを次のように指摘している。第１０１条の特許可能な主題を判断するにあたって、審判部が第１１２条第６パラグラフの適用を拒否したのは誤りである。Alappat の出願における開示から見れば、クレーム１５の各「手段」を、記載された機能を達成するあらゆる手段を含むほどに広く解釈し、クレーム１５を方法のクレームと同等なものであると結論したのは誤りである。

上述した Walter 判決等（その他にも同趣旨の判決が幾つかある）におけるＣＣＰＡの判示事項との整合性について、ＣＡＦＣは次のように判示している。

Walter 事件等においては、クレームされた「手段」に対応してそれを支持する構造（structure)が、その明細書に全く開示されていなかった。だから、本裁判所は、そのクレームは見せかけの装置クレームであり、事実上、方法クレーム以上のものではないと結論したのである。本 Alappat 事件は、これらとは異なる。第１１２条第６パラグラフに従って解釈すると、本件クレーム１５のラスタライザは「機械」であり、(a)項の手段は算術論理装置（ＡＬＵ）およびその均等物に、(b)項の手段は算術論理装置（ＡＬ

U）およびその均等物に、(c)項の手段は一対のバレル・シフタおよびその均等物に、(d)項の手段はリード・オンリ・メモリ（ＲＯＭ）およびその均等物に、それぞれ相当する。このように、クレーム１５は、公知の電気回路の結合により構成される機械ないしは装置を規定している。

このように見てくると、第１０１条の争点についての結論も自ずと明らかになる。

クレーム１５は、そこに記載された「～するための手段」(a)～(d)にそれぞれ対応し、かつ、明細書に開示された特定の構造（structure)により構成され、入力波形のサンプルされた振幅を表すデータ・リストにおけるベクトルを、表示手段に同時的に表示されるべき画素輝度データに変換するためのラスタライザ、すなわち機械に向けられている。したがってクレーム１５は、第１０１条に規定された四つのカテゴリーのうちの一つ、「機械」に相当し、法定の主題（特許法上の保護対象）である、と判示されている。

本判決はさらに、次のような観点からもクレーム１５は法定の主題である旨、論証している。

装置形式のクレームであっても方法形式のクレームであっても（クレーム形式は表現技法に過ぎない場合もある）、数学的アルゴリズムは法定の主題ではないという例外原則は適用される（二段階テストを方法クレームにのみ適用するという点でも審判部は誤っている）。そうであっても、本件の場合、この例外原則にあてはまらない。

Diehr 判決において、最高裁判所は、特許保護を受けることのできない三つのカテゴリーを明らかにした。それは、「自然法則」、「自然現象」および「抽象的アイデア」である。Flook 判決や Benson 判決で数学的アルゴリズムは特許保護を受けられないと最高裁判所が判示したのは、第四のカテゴリーをつくろうと意図したものではない。ある種の数学的アルゴリズムは抽象的アイデア以上のものを表すものではないので特許適格性を欠くというのがその核心である。

Diehr 判決はまた、法定の主題かどうかの分析においては、<u>クレームを全体として</u>考察すべきことを要求している。クレームがそれ自体で特許適格性を欠く主題を、その一部として含んでいるかどうかは関係ない。

したがって、数学的アルゴリズムは法定の主題でないという例外原則を取り扱うときには、クレームされた主題が<u>全体として</u>、本質的に抽象的なアイデア以上のものを表す数学的アルゴリズムと言えるかどうかを検討することが要求される。

本件クレーム１５に記載された「手段」は、数学的演算を実行する回路要素であり、クレームされた発明は、全体として、波形データを表示されるべき輝度データに変換するための機械を構成するように結合された相互に関連する要素の組合せに向けられており、それは抽象的アイデアとして特徴付けられる数学的概念ではなく、有用で具体的で実体的な結果を生む機械である。

本件判決は、クレーム１５と汎用コンピュータとの関係についても言及している。ク

レーム１５は、その発明を実行するようにプログラムされた汎用コンピュータを含むようにも読める。そうであったとしても、そのことだけをもってクレームが特許適格性を持たないということを正当化することはできないという Alappat の主張に多数意見は同意し、ＣＣＰＡの先の判例（In re Freeman 、In re Nollなど）の次の判示事項を繰り返し述べている。「そのようなプログラミングは新しい機械を作り出す。なぜなら、汎用コンピュータは、プログラム・ソフトウェアからの命令に従って特定の機能を達成するように一旦プログラムされると、実際、特定の目的を持つコンピュータになるからである。」

少数意見は、多数意見は、クレームに構造が記載されているかということのみに注目する単純なアプローチである、と批判し、（コンピュータを用いて）数値を計算する方法のクレームは特許性が無く、そのような方法を実行するコンピュータに向けられたクレームは特許性があるという結果を導くであろう、このような数学についての特許は、巨大な技術的独占を招くであろうと警告している。

特許庁長官の指揮の下に拡大合議体を構成して出した審決が適法なものかどうか、すなわち、ＣＡＦＣにはその審決について裁判権（jurisdiction）があるかどうかということを自問し、多数意見は肯定的な結論を導き出していることを最後に記しておく。

## Ⅳ．今後の動向

少数意見が警告しているように、確かに、多数意見に従えば、装置形式で記載されたコンピュータ・ソフトウェア関連発明が特許法上の発明と認められる可能性が高くなっていくことは疑いない。

装置クレームを「～するための手段」の結合として機能的に表現したときに、実務上注意すべき点は、各手段に対応する構造を明細書の中にきちんと開示しておくことであろう。

手段の結合として表現された装置形式で記載した特許クレームの権利範囲についての検討も必要となるであろう。

ハードウェアの開示のない特許出願、特にソフトウェアのみの記述からなる発明の特許性については、この判決は問題を残している、という意見もある。しかし、本件判決を素直に読む限り、そのような特許出願については上述した Walter 判決の判示事項が適用されるのではないだろうか。

いずれにしても、ソフトウェア関連発明の特許保護について公聴会を開いて各方面からの意見を聴取してきた米国特許商標庁がこの判決をどのように受け止め、特許審査実務に反映させていくのか、その新新政策の発表が待たれよう。

（了）